

I 卸売市場制度の概要

(1) 卸売市場の定義

卸売市場とは、野菜、果実、魚類、肉類、花き等の生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう（卸売市場法（以下「法」という。）第2条第2項）。

(2) 卸売市場の種類と要件

要 件		開 設 者 の 認 可 等
中央卸売市場	都道府県、人口20万人以上の市、又はこれらが加入する一部事務組合若しくは広域連合が、農林水産大臣の認可を受けて開設する卸売市場（法第2条第3項）	(1) 開 設 者：地方公共団体 （農林水産大臣認可） (2) 卸 売 業 者：株式会社等 （農林水産大臣許可） (3) 仲 卸 業 者：株式会社、個人等 （開設者許可） (4) 関連事業者：株式会社、個人等 （開設者許可） (5) 売買参加者：株式会社、個人等 （開設者承認）
地方卸売市場	中央卸売市場以外の卸売市場であって、卸売場の面積が一定規模（政令規模：青果市場330㎡、水産200㎡（産地市場は330㎡）、食肉150㎡、花き200㎡）以上のものについて、都道府県知事の許可を受けて開設されるもの（法第2条第4項）	(1) 開 設 者：地方公共団体、株式会社、農協、漁協等 （都道府県知事許可） (2) 卸 売 業 者：開設者の場合と同様 （都道府県知事許可） (3) 仲 卸 業 者：株式会社、個人等 （必要に応じて都道府県知事が規定） (4) 売買参加者：（仲卸業者の場合と同様）
その他の場	中央及び地方卸売市場以外の卸売市場	卸売市場法に規定はない。ただし、条例で必要な規制をすることができる。

(3) 卸売市場の機能

- ① 集荷（品揃え）、分荷機能（全国各地から多種多様な商品を集荷するとともに、需要者のニーズに応じて、迅速かつ効率的に、必要な品目、量に分荷）
- ② 価格形成機能（需給を反映した迅速かつ公正な評価による透明性の高い価格形成）
- ③ 代金決済機能（販売代金の迅速・確実な決済）
- ④ 情報受発信機能（需給に係る情報を収集し、川上・川下にそれぞれ伝達）

(4) 卸売市場の計画的整備

- ① 卸売市場整備基本方針の策定（おおむね5年ごと）（法第4条）
- ② 中央卸売市場整備計画の策定（おおむね5年ごと）（法第5条）
- ③ 都道府県卸売市場整備計画の策定（おおむね5年ごと）（法第6条）

(5) 中央卸売市場における取引規制（主なもの）

(i) 売買取引の公正・効率原則（法第34条）

(ii) 売買取引の方法（法第35条）

開設者が、市場ごとに、業務規程で生鮮食料品等を3つに区分。卸売業者は、それぞれの区分に応じた取引方法により卸売を行う。

1号物品 … せり売又は入札

2号物品 … 一定割合についてはせり売又は入札（最低せり数量）、残りの部分についてはせり売若しくは入札又は相対取引

3号物品 … せり売若しくは入札又は相対取引

注1：1号物品及び2号物品の最低せり数量の部分、業務規程で定める特別の事情がある場合は、相対取引が可能（開設者の承認要）。

注2：2号物品の残りの部分及び3号物品は業務規程で定める特別の事情がある場合（需給ひっ迫時）は、開設者の指示によりせり売又は入札によらなければならない。

(iii) 市場外にある物品の卸売の禁止（法第39条）

ただし、開設者が指定した場所（場外指定保管場所）及び卸売業者が申請し開設者が承認した開設区域内の場所にある物品又は電子情報処理組織を使用する取引方法により生鮮食料品等の卸売をすること（開設者の承認要）について、市場内に持ち込まなくても卸売が可能（同条第1号及び第2号）。

(iv) 差別的取扱いの禁止及び受託拒否の禁止（法第36条）

(v) 卸売の相手方の制限（法第37条）

仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売の禁止。ただし、業務規程で定めるところにより第三者販売が可能（開設者の承認要）。

① 入荷量が著しく多く残品を生ずるおそれがある場合

② 卸売後残品を生じた場合

③ 開設区域内の他の市場の入荷量を調整するため、その市場の卸売業者に対して卸売をする場合

④ 開設区域外の卸売市場において、他の方法では集荷が著しく困難なものにつき、その市場の卸売業者に対して卸売をする場合

⑤ 卸売業者が、他の卸売市場の卸売業者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化等の契約に基づき、他の卸売市場の卸売業者又は買受人に対して卸売をする場合

⑥ 卸売業者が、農林漁業者等及び食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合

(vi) 仲卸業者の業務の規制

仲卸業者は、許可を受けて仲卸しの業務を行う中央卸売市場における業務については、許可に係る取扱品目について販売の委託の引受け及び当該中央卸売市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売することをしてはならない。ただし、卸売業者以外の者から買い入れて販売することについては、業務規程に定めるところにより可能（開設者の承認要）。

(6) 地方卸売市場における取引規制

(i) 売買取引の公正・効率原則（法第61条）

(ii) 差別的取扱いの禁止（法第61条の2）

(iii) 売買取引の方法（法第62条）

都道府県の条例で定めるところにより開設者が業務規程をもって定めるところに従い、せり売若しくは入札又は相対取引によらなければならない。

このほか、地域の実情に対応したきめ細かい施策を講じるため、その他必要な事項は、都道府県の条例で定めることとしている（法第68条）。

(7) 卸売市場制度の変遷

	主 な 内 容
中央卸売市場法 大正12年3月30日公布 同年11月1日施行	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中央卸売市場の開設者を主務大臣の指定する区域の地方公共団体及び公益法人（特別な場合）に限定 2. 中央卸売市場の開設の認可制と主務大臣に対する在来市場の閉鎖命令権の賦与 3. 中央卸売市場整備に対する補助金の交付 4. 卸売業者について地方長官の営業許可制 5. せり売の原則
昭和31年改正 昭和31年6月22日公布 同年9月20日施行	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中央卸売市場を開設できる指定区域の基準（政令一人口15万人以上）の設定 2. 開設者を地方公共団体に限定 3. 卸売業者の許可権限を農林大臣に変更 4. 開設者に対する卸売業者の最高限度の設定権の賦与と卸売業者の許可に当たっての開設者の意見の尊重義務 5. 農林大臣の認可を受けた卸売業者の合併、営業譲渡及び協定の締結に関し、独占禁止法の適用除外 6. 仲買業者の売買参加に関する規定の新設 7. 類似市場の届出制の新設
昭和33年改正 昭和33年5月1日公布 同年6月30日施行	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中央卸売市場の名称使用制限 2. 開設者に対する卸売業者の取引方法の制限権賦与 3. 卸売人の純資産額に関する規定の新設
昭和36年改正 昭和36年11月16日公布 37年1月15日施行	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中央卸売市場の開設・整備に関する計画の樹立とその円滑な実施を図るための措置（勧告及び財政援助）についての規定の新設整備 2. 卸売業者の兼業業務の届出制の新設 3. 卸売業者の業務会計に関する改善措置命令、役員解任命令等卸売業者に対する監督規定の整備 4. 中央卸売市場審議会の設置
卸売市場法 昭和46年4月3日公布 同年7月1日施行	<ol style="list-style-type: none"> 1. 卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画（農林大臣）並びに都道府県卸売市場整備計画（都道府県知事） 2. 卸売市場整備に対する国の助成 3. 中央卸売市場開設区域の指定と農林水産大臣による開設の認可制 4. 農林水産大臣による卸売業者の許可制と卸売業者に対する監督規定の整備 5. 開設者による仲卸業者の許可制と売買参加者の承認制 6. せり・入札及び委託集荷の原則、相対取引、買付集荷、見本取引等の規定の整備 7. 地方卸売市場の開設及び卸売業者に関する都道府県知事の許可制と取引規定の整備

	主 な 内 容
<p>平成11年改正 平成11年7月26日公布 同年7月26日施行</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市場関係業者の経営体質の強化 <ol style="list-style-type: none"> (i) 卸・仲卸の経営体質強化 <ol style="list-style-type: none"> ①事業譲受け・合併による大型化 ②仲卸業者の共同事業による業者数の適正化 ③そのための金融上の支援措置 (ii) 卸売業者の財務の健全化 <ol style="list-style-type: none"> ①流動比率等の指導基準の明確化 ②卸売業者に対する経営改善命令等 2. 取引方法の改善 <ol style="list-style-type: none"> (i) 公正・公開・効率の原則の確立 (ii) 市場・品目ごとに、関係者の意見を聴いて、開設者が取引方法を業務規程（条例）で設定 <ol style="list-style-type: none"> ①相対の価格・数量を公表 ②最低せり数量の設定 ③市場取引委員会による改善措置 (iii) 市場関係者で構成する市場取引委員会の設置 (iv) 卸売業者による取引結果の公表等 (v) 確実な決済確保の明示 (vi) 商物一致・委託集荷規制の緩和 3. 卸売市場の再編の円滑化 開設者をより広域的な主体へ変更する場合に必要な規定の整備
<p>平成16年改正 平成16年6月9日公布 同年6月9日施行</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食の安全・安心への対応 卸売市場における品質管理の徹底 <ol style="list-style-type: none"> ①卸売市場整備基本方針等において品質管理の高度化のための措置を規定 ②開設者が業務規程において品質管理の方法を規定 2. 規制の弾力化 <ol style="list-style-type: none"> (i) 商物一致規制の緩和 規格性のある物品について電子商取引を行う場合、市場内に現物を搬入せずに卸売を行うことが可能 (ii) 買付集荷の自由化 (iii) 第三者販売・直荷引きの弾力化（省令対応） 生産者や外食・加工・小売業者等と、卸・仲卸との連携強化や地方の卸売市場のネットワーク化を図るため、規制を緩和 3. 市場機能の強化 <ol style="list-style-type: none"> (i) 卸売市場の再編の促進 <ol style="list-style-type: none"> ①中央卸売市場整備計画に、地域の特性・要望に十分配慮し市場ごとの自主性を基本に、運営の広域化又は地方卸売市場への転換が必要な市場の位置付け ②卸売市場の再編を進めるための手続規定を整備 (ii) 卸売手数料の弾力化（平成21年4月から施行） (iii) 業務内容の多角化 <ol style="list-style-type: none"> ①兼業等の届出制を廃止 ②市場外での販売活動に関する規制を緩和 (iv) 仲卸業者に対する財務基準の明確化 (v) 取引情報公表の充実

(8) 平成22年度卸売市場関係予算の概要

■強い農業づくり交付金【14,385(24,416)百万円の内数】

対策のポイント

国産農産物の安定供給のため、生産・経営から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援します。

<背景/課題>

・農業所得の大幅な減少、農業従事者の高齢化等、我が国農業の危機的状況を打破し、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農産物の安定的供給体制の構築が喫緊の課題。

政策目標

○中央卸売市場(青果・水産)の低温卸売場2割以上(平成27年度)

<内容>

・安全で効率的な流通システムの確立

中央卸売市場における低温卸売場などの施設の整備や、卸・仲卸業者等が組織する事業協同組合等による市場活性化のための施設の整備等を支援します。

<事業実施主体> 地方公共団体等

<交付率> 1/3、4/10

■未来を切り拓く6次産業創出総合対策

(うち一貫したコールドチェーン体制の整備(新規))【23(0)百万円】

対策のポイント

生産から消費に至る各段階の関係者が一体となって卸売市場におけるコールドチェーン体制づくりを行うための整備を通じ、品質管理の高度化の取組を行う際に必要となる設備・機器の導入を支援します。

<背景/課題>

- ・食の安全・安心の確保など社会的要請が高まるなか、食品流通の大宗を担う卸売市場においてコールドチェーンが途切れないようにするなど、農産物の品質保持システムの確立が求められています。
- ・このため、生産から消費に至る各段階の関係者が一体となって卸売市場におけるコールドチェーン体制づくりを行うことで、フードチェーン全体での食品の品質管理の高度化を図ることが重要です。

※コールドチェーンとは、生産・輸送・消費の過程において、生鮮食料品を一貫して低温に

保って流通させることです。

政策目標

事業実施市場における低温卸売場面積の増加

<内容>

中央卸売市場及び地方卸売市場の開設者又は卸売業者が、生産者、小売業者、輸送業者等の市場関係者と連携して品質管理高度化計画（仮称）を策定し、下記の設備・機器の導入を行う場合に、経費の一部を補助します。

- ・低温保管倉庫
- ・簡易式低温売場

<事業実施主体> 民間企業等

<交付率> 1 / 2

<事業実施期間> 平成22年度

(9) 卸売市場に係る融資制度（日本政策金融公庫食品流通改善資金）

生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化と国民消費生活の安定向上に果たすべき卸売市場の重要な役割にかんがみて、昭和43年、農林漁業金融公庫に卸売市場近代化資金制度が創設され、同公庫から民営地方卸売市場の整備、中央卸売市場及び地方卸売市場の卸売業者及び仲卸業者の業務の近代化に必要な施設の整備について長期、低利資金の融通が行われることとなり、もって生鮮食料品等の流通の合理化と消費の安定的な拡大を図る。

ア 貸付け金の使途

- a 卸売市場（付設集団売場を含む）施設（地方公共団体を除く）
- b 卸売業者施設
倉庫、冷蔵庫、計算センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機械、従業員宿舎又は場内事務所
- c 仲卸業者施設
倉庫、冷蔵庫、計算センター、配達センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機械、従業員宿舎又は仲卸店舗設備

イ 貸付けの相手方

- a 卸売市場（付設集団売場を含む）の開設者（地方公共団体を除く）
- b 卸売市場の卸売業者若しくはその組織する法人
- c 卸売市場の仲卸業者若しくはその組織する法人

ウ 償還期限

- a 卸売市場施設：25年以内（うち据置き5年以内）
- b 卸売業者施設：15年以内（うち据置き3年以内）
- c 仲卸業者施設：15年以内（うち据置き3年以内）

エ 貸付限度額

- a 卸売市場施設：負担する額の80%
- b 卸売業者施設及び仲卸業者施設：負担する額の70%又は業者の規模・施設の内容等に応じて定める額のいずれか低い額

(10) 卸売市場に係る税制特例

1. 国 税

(1) 所得税・法人税の特例

- ① 卸売市場用地を土地収用法により収用された場合の譲渡所得の特別控除
土地収用法の規定に基づいて収用され、補償金等を取得し代替資産を取得した場合の、課税の免除又は5,000万円までの課税の特例（適用期限：なし）
 - ② 特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例
都市計画に示される卸売市場整備地区外の土地及び構築物を譲渡し、卸売市場整備地区内に事業用資産を取得した場合の課税の特例（適用期限：法人23.3.31、個人23.12.31）
- #### (2) 登録免許税の特例
- 卸売業者及び仲卸業者の合併等の場合の登録免許税の軽減（適用期限：23.3.31）
- #### (3) 地価税の特例（当分の間、課税の停止）
- 地方卸売市場の用に供されている土地等については非課税（適用期限：なし）

2. 地方税

(1) 固定資産税の特例

- ① 農業協同組合、同連合会、農事組合法人等が、日本政策金融公庫（食品流通改善施設－卸売市場近代化施設）の貸付を受けて取得した共同利用の機械及び装置については、3年度分課税標準となる価格は2分の1（適用期限：なし）
- ② 地域拠点市場の開設者が他の卸売市場と連携して食品流通構造改善促進法の卸売市場機能高度化事業に基づく卸売市場の機能の高度化を図る取組を行う場合又は同事業の認定を受けた拠点となる地方卸売市場が連携する他の卸売市場と合併し、合併後の地方卸売市場の規模が地域拠点市場と同等となる場合に、当該卸売市場の開設者・卸売業者・仲卸業者が直接その本来の業務の用に供する家屋及び償却資産（連携して卸売市場の機能の高度化を図る取組を行う場合は新規に取得した部分のみ）について、5年度分課税標準となる価格は3分の2（適用期限：23.3.31）

(2) 不動産取得税の特例

卸売市場近代化資金の貸付を受けて取得したものの課税標準は、価格から融資額を控除した価額（適用期限：なし）

(3) 特別土地保有税の特例（課税の停止）

卸売市場の用に供する土地については非課税（適用期限：なし）

(4) 事業所税の特例

卸売市場及びその機能を補完する施設については非課税（適用期限：なし）